

# ドミニカ共和国によるアメリカウナギの ワシントン条約附属書Ⅲ掲載に係る 税関手続きについて



この度、ドミニカ共和国からワシントン条約附属書Ⅲに「ウナギ目ウナギ科」の*Anguilla rostrata*（アメリカウナギ）を提案するとの通報があり、2026年1月7日付けで効力が発生します。

効力発生日前後で、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく手続き等が異なりますので、経済産業省からのお知らせ「ワシントン条約附属書Ⅲに*Anguilla rostrata*(アメリカウナギ)が追加掲載されます」をご確認ください。

ワシントン条約該当貨物に係る所定の手続きについては、下記「ワシントン条約規制対象貨物の手続き」をご確認の上、税関手続きを行ってください。

参考：経済産業省ホームページ

（お知らせ：ワシントン条約附属書Ⅲに*Anguilla rostrata*(アメリカウナギ)が追加掲載されます）

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/06\\_washington/download/20251209\\_cites\\_appendix3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/20251209_cites_appendix3.pdf)

（ワシントン条約規制対象貨物の手続き）

●輸入

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/06\\_washington/cites\\_im.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_im.html)

●輸出

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/06\\_washington/cites\\_ex.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex.html)

提出書類等のワシントン条約に係る輸出入管理制度に係るご不明点等は経済産業省にお問い合わせください。

貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話：03-3501-1723

電話対応時間：平日（行政機関の休日を除く）の10時～17時（12時～13時を除く）

# ワシントン条約附属書該当貨物の輸入に係る注意点

税関においては、水際取締りの実効性を確保するために、ワシントン条約該当貨物に係る輸入通関官署を限定し、これらの官署に専担者を配置して、迅速・適正な通関が行える体制をとっています。

ワシントン条約該当貨物の輸入申告は、指定官署※の管轄区域の保税地域（税関長が指定する検査場所）に蔵置のうえ、当該指定官署に申告する必要があります。

また、ワシントン条約該当貨物は、輸出入申告官署の自由化の対象とはなりますが、輸入手続きにおける自由化申告は申告官署及び蔵置官署の双方が指定官署である場合に限られます。

ただし、ワシントン条約附属書Ⅲに該当する貨物については、ワシントン条約の非指定官署の管轄区域に蔵置されているものであっても、特例輸入者又は認定通関業者がその非指定官署が所属する税関の本関に対して輸入申告を行う場合、税関の検査に支障がないと認められるときは、その非指定官署の管轄区域に蔵置したまま輸入申告を行うことができます（非指定官署に蔵置して申告する場合は、各税関により検査場所として指定されている必要があります。指定の有無については各税関にご確認ください）。

本件、アメリカウナギに係る税関手続きについて、具体的なご相談がございましたら、本関通関総括部門などのワシントン条約担当にご連絡ください。

※ワシントン条約該当貨物の指定官署

1. 各税関本関
2. 「関税法施行令第92条第3項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第3項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成21年財務省告示第32号）で指定される官署

※リンク参照